

事務連絡
令和4年2月10日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に高知県を追加する変更を行うとともに、高知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和4年2月12日から同年3月6日までの23日間とし、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年3月6日まで延長する公示が行われました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和3年11月19日（令和4年2月10日変更）

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・徳永・武田・岡田・鈴木・矢部・寺井・西中

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp